

# 平成24年度 相模原市大規模事業評価の実施に関する方針 について

平成24年6月15日現在

相模原市大規模事業評価実施要綱第5条の規定に基づく実施方針は、次のとおりです。

## 1 評価の対象

- (1) 事業名：県道52号(相模原町田)道路改良事業
- (2) 事業所管局：都市建設局

## 2 評価の時期(予定)

- (1) 大規模事業評価委員会：6月(概要説明)
- (2) 自己評価調書作成：平成24年6月から8月まで
- (3) 局内評価会議：平成24年9月
- (4) 市民意見聴取：平成24年9月から10月まで
- (5) 大規模事業評価委員会諮問：平成24年10月
- (6) 大規模事業評価委員会答申：平成24年12月
- (7) 対応方針の決定：平成25年1月
- (8) 対応方針の公表：平成25年1月

## 3 評価の視点(案)

(1) 事業の必要性	・公共が担う必要性はあるか ・市が実施する必要性はあるか
(2) 事業の妥当性	・整備手法は妥当か ・事業規模は妥当か ・整備箇所は妥当か
(3) 事業の優先性	・事業着手時期は適切か
(4) 事業の有効性	・事業の有用性が認められるか ・課題解決のための有効な手段か
(5) 事業の経済性・効率性	・コストの適切性
(6) 環境・景観への配慮	・周辺環境・景観との調和に配慮した検討がされているか ・事業実施により、周辺環境・景観に及ぼす影響を想定し、当該影響を低減するための工夫がされているか

大規模事業評価委員会により、評価の視点が追加される場合があります。

## 4 評価の方法

- (1) 大規模事業評価委員会へ事業の概要を説明し、評価の視点を確定します。
- (2) 大規模事業評価調書の作成及び局内評価を実施します。
- (3) 局内評価結果について公表し、市民の意見を聴きます。

( 4 ) 大規模事業評価実施要綱第 8 条の規定に基づき、大規模事業評価委員会へ諮問します。

( 5 ) 大規模事業評価委員会の答申を受けた後、事業の対応方針を定め、公表します。

## 5 公表

( 1 ) 公表の内容：大規模事業評価調書、市民意見、委員会答申、対応方針

( 2 ) 公表の方法：相模原市ホームページにて適時公表します。

以 上

## 【問合せ】

大規模事業評価に関すること

企画市民局 企画部 経営監理課

042 ( 769 ) 9240

[keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp)

大規模事業評価対象事業に関すること

都市建設局 土木部 幹線道路整備課

042 ( 769 ) 8374

[kansendouro@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:kansendouro@city.sagamihara.kanagawa.jp)